

第2次安城市生涯学習推進計画（案）への 意見募集の結果を公表します

本紙1月1日号及び市ホームページで意見を募集した「第2次安城市生涯学習推進計画（案）」について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。寄せられたご意見と、それに対する市の考え方を公表します。

なお、提出された意見は、趣旨を損なわないように要約しました。

提出された意見の集計

- 提出数 2通
- 意見の内訳 2通を項目ごとに分類すると4件の意見がありました

提出意見と市の考え方

● **意見①** 社会に出て、人と接することが心の豊かさにつながります。そこで、高齢者をはじめ市民が社会に参加できるきっかけづくりをしてほしいです。

● **市の考え方** 高齢者向けには、シニアバーカレッジや高齢者教室を開催し、趣味・教養の講座をはじめ、豊かで充実した生活を送るためのヒント、また地域社会へ参加するためのきっかけづくりや仲間づくりの機会を提供します。

ト、また地域社会へ参加するためのきっかけづくりや仲間づくりの機会を提供します。

また、今後は、市民の学習相談に応じ、指導・助言する体制を整備していくこととしています。

● **意見②** ボランティア活動をするための情報やきっかけが必要ではないでしょうか。

● **市の考え方** 今年1月に市民活動センターを設置し、市民が気軽に訪れ、ボランティアに関する情報収集や相談をすることができるようになっています。

また、ボランティアに関する講座などを開催し、受講者に生涯学習に関するボランティアの案内をしています。

● **意見③** 子どもが安心して地域の大人とコミュニケーションが取れるようになるための交流機会が必要です。例えば、地域にマジックができる人がいて、学校で子どもに教えるようなことができるということです。

● **市の考え方** 市民が講座で学んだ成果や、職業生活で得た知識・技能を地域社会で生かせるような機会を

提供していきます。その具体例として、地域で特技を持った人を学校の活動に生かすことも考えられます。

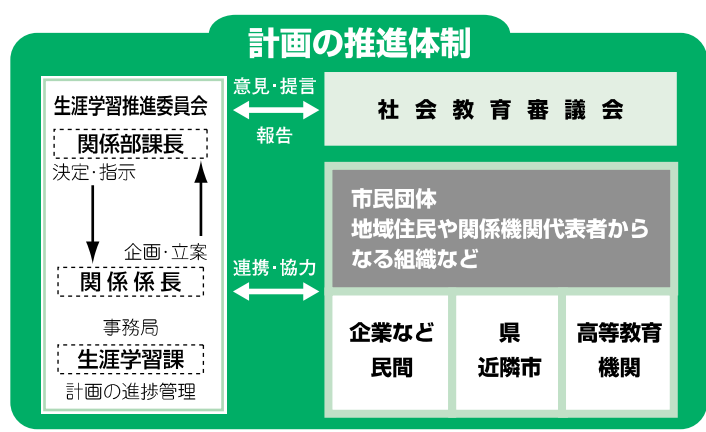
また、青少年奉仕活動・体験活動推進事業など青少年の体験学習機会の充実のための事業を実施することとしています。

● **意見④** 計画（案）の「第4章 推進体制2 市民参画による推進」で「学習プログラムの企画・立案や各種の相談活動など生涯学習事業への市民参画を推進します」とありますが、その中の図「計画の推進体制」を見ると、企画・立案は市役所の庁内体制の中で行われるように見えます。ここに市民の位置づけをしてほしいです。

● **市の考え方** 学習プログラムの企画・立案への市民参画の推進について、具体的な施策として、平成13年度から実施している協働講座（市民団体の企画・立案・運営による講座）の団体を増やすこととしています。また、「公民館活動推進委員会」などにおける施設運営について、地域住民や関係機関の代表者から意見をお聞きすることとしています。

意見により修正した事項

図「計画の推進体制」の連携・協力する団体に「市民団体・地域住民や関係機関代表者からなる組織など」を加えました。



問い合わせ▼生涯学習課

安城市民保養事業の指定地区を 4月1日宿泊分から拡大します

問い合わせ
商工課

「安城市民保養事業」の指定地区の熱海伊豆地区と上高地乗鞍地区を、4月1日以降宿泊分について拡大します。

安城市民保養事業とは

市が指定する地区内に、市民の皆さんが余暇を有効に活用したり、家族のふれあいを深めたりするための宿泊を伴う保養旅行（一人ひとりについて補助金額以上の宿泊代を支払った場合）をした場合、年度間（4月～翌年3月）に3泊を限度として、宿泊代金の補助（1人1泊1500円）をしています。1旅程は2泊までです。ただし、市税を滞納している人、3歳未満の人、政治・宗教活動、ビジネス目的の場合は対象外です。
※保養地区内であっても対象にならない施設（キャンプ場など）もありますのでご注意ください。

手続きの仕方

① 宿泊日の3か月前から3日前までに申請書を商工課または桜井支所・南部支所・北部出張所のいずれかに提出してください。申請用紙は各地区公民館にもあります。申請内容変更の場合も事前申請が必要です。
※宿泊日の3日前が土・日曜日や国民の祝日・休日、または12月29日から翌年の1月3日までの日の場合は、その直前の休日でない日が提出期限になります。

② 宿泊先で宿泊代金の領収書をもってください。領収書には、宿泊年月日・人数・施設名・施設住所が必要です。

③ 宿泊日から3か月以内に、報告書と②の領収書を同課または各支所・出張所のいずれかに提出してください。

④ 指定口座に補助金を振り込みます。

市内の旅行社を利用すると、手続きを代行してくれます。（ただし処理の関係上、期限よりも余裕を持った提出をお願いする場合があります。詳しくは旅行社にご確認ください）

指定地区一覧（ 拡大地区）		
愛知県	南知多	知多郡美浜町、南知多町
	蒲 郡	蒲郡市
	鳳 来	南設楽郡鳳来町
	幡 豆	幡豆郡幡豆町、吉良町、一色町
静岡県	伊良湖	田原市、渥美郡渥美町
	熱海伊豆	熱海市、伊東市、伊豆市、下田市、田方郡荻山町、伊豆長岡町、大仁町、戸田村、加茂郡加茂村、河津町、西伊豆町、東伊豆町、松崎町、南伊豆町
	舘山寺	浜松市舘山寺町
	鳥 羽	鳥羽市
三重県	湯ノ山	三重郡菰野町
	志 摩	志摩市
岐阜県	高山奥飛騨	高山市
	下 呂	下呂市
	高 鷲	郡上市
長野県	諏訪蓼科	諏訪市、茅野市、諏訪郡下諏訪町、北佐久郡立科町
	戸倉上山田	千曲市
	王 滝	木曽郡王滝村
	昼 神	下伊那郡阿智村
石川県	上高地乗鞍	松本市（旧：松本市、四賀村、奈川村、梓川村、安曇村）
	加賀温泉郷	加賀市、小松市、江沼郡山中町
福井県	芦 原	あわら市

市外の旅行社が取り扱う旅行については、補助の対象外です
市内の商業振興を図る施策の一つです